

《 第5回県委員会総会の報告 》

第5回県委員会総会は、2005年3月9日と16日に開催しました。総会は、報告と討論をおこない、以下の文書を全員一致で採択しました。

池田實氏、佐藤明氏の除籍措置と 県内の差別是正争議をめぐる事態について

2005年3月16日 神奈川県委員会

1. 池田實氏(県直属)と佐藤明氏(横浜西南地区)の除籍措置について

3月8日に開催した県常任委員会は、県直属の池田實氏を党規約第11条にもとづいて、党员資格に欠けるものとして除籍措置をとることを決定しました。

また、3月11日に開催した横浜西南地区常任委員会は、日立情映支部の佐藤明氏を、同じく党規約第11条にもとづき、党员資格に欠けるものとして除籍措置を決定しました。

県委員会は、日立神奈川争議や千代田化工争議など、差別是正争議をたたかう争議団関係党员的なかで深刻な不団結が発生したことを憂慮し、事態打開のために、2000年11月に県委員会総会において党機関としての見解をまとめて、関係党組織の討論を訴えました。また、2003年7月には党の内部指導と党内の意思統一の文書として、県委員会総会において「日立神奈川争議団にかかわる不団結問題の解決のために」を決定し、関係党組織、党员に徹底をはかってきました。

2000年当時、同年9月まで神奈川労連の争議担当であり、日立神奈川争議や千代田化工争議に重要なかわりをもってきた池田氏に対し、県委員会の方針について、話し合いをよびかけてきました。しかし、池田氏は2000年11月16日の県委員会との話し合いに応じただけで、それ以後は、十数回にわたる県委員会の話し合いのよびかけと指導に従わず、そればかりか「共産党が争議運動に介入、妨害するもの」と非難して、この方針に反対する立場を公然と表明しました。

2003年12月には、日立神奈川争議の「総括集」が発行されましたが、これは日立闘争神奈川支援共闘会議(以下、日立支援共闘会議)代表委員でもある、池田氏が深く関与したものでした。そのなかで、「政党が果たした否定的役割は重大な問題」という記述がありました。これは、明らかに日本共産党が争議闘争を妨害したという意味に他なりません。こうした態度は、党员として明らかに党活動の原則から逸脱した誤りです。

いうまでもなく、党と争議団・支援共闘会議は別組織であり、運動のなかで、党機関の方針と争議団・支援共闘会議の方針が違うことはあり得るし、争議団・支援共闘会議のなかの党员の意見と党機関の方針が違うということもあり得る事です。問題はその場合、党员はどのような態度をとるべきなのかということです。党規約にはその基準が定められています。すなわち、「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、

その決定を実行する。党の決定に反する意見を勝手に公表することはしない」(党規約第5条5項)ことです。もちろん、党員が努力しても、争議団・支援共闘会議のなかで多数を得られるとはかぎりません。しかし、党員がこの立場を堅持しさえすれば、指導機関との矛盾や対立、党組織内での不団結もおこらず、党の行動の統一を保持して、最終的には問題の正しい解決がはかられ、争議団・支援共闘会議のなかで党としての先進的役割を果たすことができるのです。

2000年11月からの4回にわたる指導方針をはじめ、争議団・支援共闘会議の問題での県委員会の指導は、大衆団体にたいしてではなく、そのなかで活動する党員にたいするものです。これを「争議闘争にたいする政党の介入」などと非難することは、党と大衆団体の関係を混同する重大な誤りです。もし、党機関の決定や方針に意見があるのであれば、規約第5条6項にあるように、機関にたいして質問や意見を述べ、正しく解決していくことです。ところが、池田氏は県委員会の決定や方針に同意できないとして、この規約の立場に立たず、党機関の指導を拒否する態度を貫いています。池田氏は「日立支援共闘会議のグループ(「関係党員会議」のこと。以下、関係党員会議とする)なら出る」と言ってきましたが、これは機関の指導を拒否する根拠にはなりません。その結果、大企業における党員への思想差別とたたかう運動のなかで、党の役割が否定され、党と争議団・支援共闘会議の関係が悪化するという不幸な事態が生じることになりました。池田氏の態度が、その重要な要因となったことは論をまたないことです。

県委員会の指導にもかかわらず自分の意見に固執し、その決定と指導に従わない態度は、規約第4条に定められた党員の資格「党綱領と規約を認める人は党員となることができる」を自ら喪失することにほかなりません。よって、県委員会は池田氏にたいして、2004年11月2日に党規約第11条にもとづき除籍についての協議に応じるよう通知しましたが、池田氏はこれにもいっさい応じませんでした。県委員会は、この経過のうえにたって、前述のとおり池田氏の除籍措置を決定しました。

佐藤氏も池田氏と同様に、党機関が日立神奈川争議をめぐって生まれた不団結問題の解決のために、日立神奈川争議団団長という立場にある佐藤氏に対してくり返し話しあいをよびかけたにもかかわらず、これを拒否し、団長として作成に主導的に関与した日立神奈川争議団の「総括集」で、党が争議闘争を妨害したかのように記述しました。

横浜西南地区委員会は、これらの問題についてさらに話合いのよびかけをおこないましたが、佐藤氏は自らの意見に固執して、党の決定、方針にしたがわない態度をとりつづけました。横浜西南地区委員会は、佐藤氏が党規約を守る立場を放棄し、もはや党員としての資格を自ら喪失したものとして、規約11条にもとづく協議の場を求めました。しかし、佐藤氏がそれにも応じなかったため除籍措置をとったものです。

以上が、池田實氏と佐藤明氏を除籍した理由ですが、以下、経過と問題の本質、今後にかすべき教訓などについて明らかにするものです。

2. 不団結が発生する要因に、県内の差別是正争議を指導する池田實氏ら一部幹部の誤った“理論”がある

横浜北東地区・千代田化工支部で、争議団を構成する党員とそうでない党員の間で不団結が生じ、争議団員でない党員から1999年3月、中央委員会に訴願が出されるという事態となりました。また、日立争議をたたかう党員から、原告団のなかで批判的な意見を言ったために徹底的に排除さ

れたことに関し、県委員会に訴願が寄せられる事態が生じました。

県委員会は、問題の本質を把握するため、訴願を出した同志や関係の黨員などから事情を聞き調査をすすめてきました。その結果、不団結を生んでいる問題の要因に、これまで県内の争議の指導に関与してきた、池田氏らの誤った“理論”があることがあきらかになりました。この問題については、すでに2000年11月の県委員会総会でまとめた見解と2002年2月、2003年7月、2004年4月付けで出されている県委員会の指導文書の中で説明してきていますが、その中心的な問題について簡潔にのべておきます。

(1) 争議団の問題

それは第一に、争議団のあり方をめぐっての問題です。争議団は大衆組織であり、その運営は本来徹底して民主的でなければなりません。民主的運営がつかぬかれてこそ、困難な争議を争議団の全員が団結してたたかい抜けます。ところが、日立争議では意見の違う団員にたいして排除の論理がつかぬかれ、こうした大衆組織では異例とも言える「除名条項」が団則の中に盛り込まれました。

日立争議団・支援共闘会議の方針に従わないということで排除された、原告の一人であったA同志は、争議団への支援共闘会議の「指導」が絶対とされる状況に批判をもったこと、争議団の民主的運営について争議団の多数の人たちと意見が違ったために、団結を大切にしていればよく討議し、一致点を形成していくことによって解決されることにならず、違う意見をもっていることを糾弾され、その方針に無条件で従うことを求められました。また、むりやり役員からおろされ、会社との交渉内容も満足に報告されず、つるしあげともいえるような集団での糾弾行為を受け、人格まで否定するやり方にさらされました。こうしたことは、差別をなくすたたかいをすすめる組織のなかであって、絶対許されることではありません。

(2) 支援共闘会議の問題

第二は、支援共闘会議をめぐる問題です。本来争議では、当事者（原告団または争議団）と弁護団と支援者（支援共闘会議）の三者の共同した力があいまって成果を勝ちとることができるものです。ところが、池田氏ら一部指導的幹部は、支援共闘会議を「運動と解決に責任を持つ組織」（日立支援共闘会議の会則第3条）と規定するなど、支援共闘会議を争議の指導機関化してきました。こうした考え方から争議団や弁護団も支援共闘会議とは対等平等の立場でなく、支援共闘会議の指導に従うことが求められることになっていきました。いうまでもなく、争議は争議団が主役です。支援共闘会議は、そのたたかいをまわりから支え援助するのが本来の役割です。ところが、支援共闘会議を指導機関化して、争議団を指導したり、労働組合に方針を押しついたり、弁護団に指示を与えたりするようになれば、矛盾が生み出されるのは当然です。千代田化工争議をめぐって党内に発生した不団結の問題も、支援共闘会議の方針が絶対化され押しつけられたことが大きな要因でした。この誤りの克服を県委員会は呼びかけてきたのです。

日立争議では、1都3県の全原告団の会議で合意しても、神奈川の争議団が神奈川の支援共闘会議に持ちかえると、それがくつがえされるということがしばしばあり、統一してたたかう障害となり問題になったのです。

(3) 争議団共闘会議の問題

第三に、争議団共闘会議をめぐる問題です。争議団共闘会議の基本的性格は、それぞれの「争議の勝利」という個別課題にもとづいて、各争議団が連帯し共同してたたかう共闘組織です。この基本的性格をふまえることが大切です。ところが、池田氏や佐藤氏らは、後述する「争議は労働運動の最前線のたたかい」という位置づけとあいまって、争議団共闘会議の方針に本来ローカルセンターがかかげるべき課題をかかげ、労働運動の第2センター化をめざし、神奈川労連に対立しました。こうした誤りは、日立争議の中央支援共闘会議の結成に向けて「全労連は争議指導能力がない」とナショナルセンターの役割を否定するとか、池田氏が神奈川労連の役員を退任した後、神奈川労連からの日立支援共闘会議代表委員の派遣について、それを拒否し真っ向から敵対するなどの行動をとるまでにいたりしました。

神奈川争議団共闘会議は、「労働組合の階級的民主的強化の意識的な追求」とか「労働戦線の階級的統一、革新統一戦線の結成に寄与する」など、労働組合やローカルセンターが掲げるようなスローガンを掲げ、個別の争議団の共闘組織としての基本的性格から逸脱しているという問題をもっていました。争議運動が労働運動の発展に客観的に「寄与する」ことはあっても、「寄与することを目的意識的に追求する」という立場は、運動を広げ要求の解決を実現するうえでむしろ障害をうむ、セクト主義に陥ることにもなるという問題を深くとらえることが重要です。全労連や神奈川労連が結成される以前の争議運動においては大きな問題として表面化しなかったものの、今日、本来ナショナルセンターやローカルセンターなどが総合的にかかげる政治的・経済的課題を、共闘会議がたとえ善意であってもかかげることは、必然的にこれらのセンターにとってかわることにつながる誤りとなります。

県委員会は党として、大衆団体の基本的性格を厳密に守る立場から、共闘会議に参加している党員が是正の先頭にたつことを呼びかけたのです。

(4) 「争議は労働運動の最先端のたたかい」という位置づけ

第四に、「争議は労働運動の最先端のたたかい」「争議は階級闘争の最高の形態」と位置づけていることです。ここから、「連合」系の大企業で身体をはってたたかっている争議団こそもっとも最前線でたたかう部隊であって、それを支援することこそ大企業とのたたかいそのものであるということや、争議団が大企業を包囲する行動こそ大企業にたいするたたかいの最高の形態であるとの考え方が生まれ、「党組織や党員は争議を無条件で支持すべき」という乱暴なことが持ちこまれてきたのです。

そして、職場支部などが職場を基礎にねばりよくたたかうことを「企業内主義」と批判し、門前などでの「争議総行動」こそが「企業内主義」克服であるがごとく主張するに至っては、まったく一面的な見方としかいいようがありません。ある争議団幹部は「大企業を地域から要求で包囲する運動・・・要求を実現する道はこの運動しかない」と言っています。

日本共産党は、大企業の横暴を社会的に包囲し、大企業を民主的に規制することをよびかけています。大衆的な要求運動で「総行動」という呼称での共同行動が全国各地で多面的に展開されています。しかし、「要求を実現するにはこの運動しかない」と一面化する考え方は、「大企業を地域から要求で包囲する運動」そのものも、争議での要求解決を中心に一面化することにもなっていると同時に、職場を基礎に要求実現のたたかいを発展させながら、職場に多数派を形成していく党の方

針に確信を失う日和見主義的な誤りに通じるものです。

争議の解決は、職場を基礎にしたたたかい、法廷や地労委でのたたかい、大企業を社会的に包囲し、世論を形成するたたかいがあいまって実現できるものです。そして、職場で多数派を形成するための活動は、どんなに困難があっても、職場での要求闘争や選挙闘争、革新懇づくりなど政治変革の課題、そして、もっとも重要な党建設と結合させてとりくむことが必要なのです。

(5) 一部の特定の考え方をもった幹部で支援共闘会議を指導機関化し、争議をすすめる誤り

第五に、組織の上に個人をおき、特定の考え方をもった幹部で支援共闘会議を指導機関化し、争議をすすめるようとする考え方です。

これまでの争議運動では、支援共闘会議の役員や幹部構成は、当然のこととして支援する団体の代表によって構成されてきました。だれを代表として送り出すかは、もちろん送り出す側の労組や団体が決めることでした。ところが、支援してもらった側の争議団の方から「だれでもいいというわけにはいかない。あの人を送り出してほしい」とか、指名するようなことが起きています。池田氏ら一部活動家は「支援共闘会議の役員をどこに頼むのかが問題でなく、誰に頼むのかが問題だ」などとあからさまに言っています。

争議の主体である争議団や争議をたたかう労働組合などが、どのような支援共闘会議をつくってもらうかの構想をもつことは当然ですが、要請を受けた団体がどのような判断をし、誰を派遣するかは、その団体に決定権があるのです。もし争議団の要請と異なる人選となったとしても、そのことに異をとらえるようなことは、送り出す組織への重大な内部干渉となります。

日立神奈川争議では、それまで神奈川労連の代表として派遣されていた池田氏が退任するにあたり、当然のこととして新たな神奈川労連からの代表を送ろうとしたところ、日立支援共闘会議のある幹部は、「池田氏は労連の代表としてでなく、個人の資格で役員をやっている」となどと勝手な理由をつけ、新たに神奈川労連から出そうとする代表の配置を拒否するということが行われました。

ここで、個人と団体の関係で言えば、個人の経験、力量などが運動に大きな影響を与えることは当然ありうることです。しかし、そうした経験は、本来組織として蓄積されるべきもので、ある幹部でないと指導できないというのは正しくありません。また、その幹部の個人としての献身的な奮闘は本当に貴重なことですが、その背景には、その活動を保障し支えている団体、労組などがあるということを忘れてはなりません。そのことを抜きにして、なにかその個人の奮闘が個人のものだけで生まれているかのような見方は、重大な誤りを生み出すものです。

(6) これらの理論的・政治的誤りの根源に、二つの問題がある

こうした誤りをうみだす根源に、次の二つの問題があります。

第一は、運動上のセクト主義があることです。争議運動を労働運動のもっとも前衛的部分と位置づけていることと関連して、争議団、支援共闘会議、争議団共闘会議が争議でかかっている要求の解決という、本来の目的やその役割から逸脱し「労働戦線の階級的統一、革新統一戦線に寄与する」などの方針をかかっていることの問題は先に記述しましたが、争議運動が労働運動の発展に客観的に「寄与する」ことはあっても、「寄与することを目的意識的に追求する」という立場は運動を広げ要求の解決を実現するうえで、むしろ障害となるセクト主義に陥る問題であることを池田氏らは深

くとらえることができませんでした。そこからまた、争議団が労働運動の中心的役割を担うという間違った考えが助長されたのです。

第二に、池田氏ら一部差別争議にかかわる活動家には、自己過信と領地主義・ヘゲモニー主義の誤った傾向が強くあることです。池田氏ら一部活動家には、差別争議における神奈川の解決水準は全国最高のものであり、したがってそれを実現した運動を“指導”した自分たちの経験と理論はまた最高のものであるという考え方が強くあります。

ある活動家は、池田氏を「争議の神様」とまで呼んだことがあります。ここには、池田氏の言動を神格化・絶対視し、これを批判するものを敵対視し、排除することになる重大な思想がみられます。また、池田氏を批判することはあたかも資本の側につくことであるかのようなことを言ったり、「全労連、神奈川労連、党県委員会は争議、とりわけ大企業の争議は指導なんかできない、経験を蓄積し神奈川の反合権利闘争の伝統を引き継ぐ我々こそが『指導』できる」という考え方に至っては、個人崇拜と領地主義・ヘゲモニー主義が行き着くところまで行ってしまった深刻な誤りです。こうした考え方が土台にあることから、党県委員会の党支部の団結を回復するための方針や、神奈川労連の意見や批判などにたいして、真摯に耳を傾けて議論するという態度をとるのでなく、党県委員会に対抗し対立をあおるといった言動に陥ったのです。これらはまさに党の上に個人をおく最悪の思想です。

3. 池田氏、佐藤氏は日立神奈川争議団「総括集」で、外部から公然と党批判を展開するなど組織的誤りにふみこんだ

(1) 県委員会との話し合いを拒否、機関の当然の活動さえ妨害

県委員会は、不団結の原因が先に述べたように誤った「理論」にあることを明らかにし、大衆運動の中で起こっている問題なので、それを「決定」として押しつけるのではなく、関係党员の中での率直な討論を通じて理解を深め、自覚的に是正するように提起してきました。ところが、県委員会からの話し合いの求めにたいし、池田氏や佐藤氏らはこうした話し合いを「支援共闘会議の関係党员会議なら応じる」「自分はもう現役ではない」など勝手な理由を出してことごとく拒否しました。また、これに同調する一部争議関係者は、会議に来て肝心の県委員会の提起や方針を説明させないよう策動しました。そして、「関係者の意見を聞かないで出した見解だ」などと決めつけ、「見解を撤回しないかぎり話し合いに応じない」という態度をとり続けました。

また池田氏らは、県委員会の不団結克服のための方針にたいして、「共産党が争議運動に介入、妨害するもの」と、党内問題として解決をすすめているにもかかわらず、意識的に大衆運動の問題にすりかえるというやり方で、党機関に鋭く対抗するようになりました。日立神奈川争議団の同志が県委員会に訴願を出したため、その同志から事情を聞くために県委員会に来てもらったことにたいし、佐藤氏は日立神奈川争議団長の名前で、「争議団長の了解なしに団員を集めた会議を開かないように」と県委員長あてに抗議文を送ってきました。ここには、明白な党と大衆運動との混同があります。県委員会が訴願を出している同志から話しを聞くのは当然のことであり、その同志を尾行し問い詰めたり、県に抗議文を送りつけるなどは、党の組織的な初歩的ルールさえ判断できなくなっている異常さを露わにしたものであり重大な誤りです。

(2) 外部から公然と党を批判、攻撃するなど、規約を踏みにじる

池田氏や佐藤氏らは、話し合いを拒否する一方で、ついに党を公然と外部から攻撃するにいたりました。具体的には、日立神奈川争議団として「総括集」を発行し、そのなかで名指しはしていないものの、「政党からの干渉」という言い方などで、明らかに共産党が闘争を妨害したという意味が読み取れる記述を繰り返し、党攻撃を展開しています。たとえば「政党の果たした否定的役割も大きな問題です。それは、闘う労働者・労働組合運動や組織に混乱を持ちこみ、争議の解決水準に影響を与えました」などと述べて、党機関が党内の問題として慎重に、かつねばり強く解決に取り組んでいることにたいし、意図的なねじ曲げをもって、党が争議に介入し混乱を与えたかのように描きだそうとしました。

また、佐藤氏らは、党機関の注意を無視して和解解決報告集会などで、公然と「政党からの介入」などの言動をもって、外部から党への批判と攻撃を重ねる異常な対応を繰り返してきました。

「総括集」では、「先の総選挙の結果に示されるように、革新陣営は国民の期待に応えきれていません」などと、党の選挙結果にまで論評を加えていますが、日立神奈川争議団の党員から、「地方選挙では共産党に票を入れなかった」と、驚くような発言があったことが報告されています。このようなことは、思想的退廃の極みといわなければなりません。佐藤氏は、最近では、「今の共産党は中からは変えられない、外から批判して変えるしかない」ということを公然と語るに至り、党規約を踏みにじる行動を重ねてきました。

(3) 池田氏を頂点とする“指導体制”がつくられ、争議闘争を仕切るだけでなく、党機関に対抗する存在となり、機関の指導を排除してきたことの重大性

① 党内問題で党に隠れて協議しあい、統一的な対応で機関批判をくり返してきた

「県委員会は関係者の意見を聞かずに一方的に決定をおしつけている」、千代田化工争議に関連して「『秘密交渉』は絶対に認められない」、「北東地区が日立神奈川争議団に印刷機を貸さなかったのはけしからん」など、一部争議関係者から異口同音に、共通した態度で党批判がくりひろげられてきました。それぞれが、所属する党組織がちがうにもかかわらず、統一的な対応で機関批判がくり返されてきた背景に、池田氏らが県委員会の方針に反対し、決定を実行しないだけでなく、県委員会の見解・方針に反対する意見を組織するに等しい行動をとっていたことがあり、その否定的役割はきわめて重大です。

② 組織的誤りは、党活動をボイコットし、無原則的な思想をふりまくところまで

党機関が誤りを是正する方向でねばり強く努力している間に、池田氏らはそれを逆手にとり、自分たちの誤った理論や行動への同調者を広げる策動をつづけてきました。意見の違いを口実に、「赤旗」の配達や集金の活動、全戸配布活動を断る、また、党費を収めないとか、機関紙の購読を止めると、党活動をボイコットする状況にまで広がりました。

こうしたことは、理論的政治的誤りが組織的誤りにまで拡大したものであり、意見の違いを理由に規約で定められた党員としての義務を投げ捨てるというきわめて党的ではない態度であり、党のなかに無原則的な思想をふりまくきわめて有害な役割をはたすものとなっています。そして、関係する党組織に重大な障害と困難をあたえています。

争議運動という一分野の意見の違いを口実に、党活動を意識的・組織的にボイコットして、党組

織に重大な障害と不団結を広げていることは、この問題の重大性を浮き彫りにしています。

4. くみとるべき教訓と今後の対応方針—機関の指導を5年間にわたり拒否し、逆に池田氏を頂点とする“指導体制”をつくって党に対抗する策動はきわめて重大。いまこそ、全県党組織の断固たる反撃を

(1) 理論的政治的な解明を中心にして団結の回復をめざした機関の指導を逆手にとって、誤りはたださず、同調する勢力の拡大をすすめた重大な策動

県委員会は、差別争議をめぐって、党内に生まれている不団結の根底に理論的政治的な誤りがあることを明らかにしつつもその是正にあたっては、問題が大企業職場で、他の資本主義国にも例をみないような多年の非人間的な抑圧に抗し、反共差別を是正させるためにたたかっている党員の争議で起こっていることを配慮し、党のルールを守って、誤りをただすために討論をつくし、党の団結が回復するためにねばりよく努力してきました。関係党員に県委員会の見解を伝え、関係党員がみずからの誤りを自覚し、その是正にあたることができるよう努力してきました。

また、県委員会は、この5年の間、4回にわたって誤りを理論的政策的に深く解明した見解をつくりあげ、その内容を全党組織に明らかにし、疑問や意見にもていねいに答えるように努力してきました。誤りをただ単に組織的に解決するだけでなく、党内の民主的討論をつくして解決する努力を積み重ねてきました。

しかし、残念なことにその間に、誤りがいっそう拡大され、解決のために一定の年月がかかることとなりました。池田氏や佐藤氏らは、誤りを是正するための県委員会の指導内容を正確に聞き、真剣にうけとめることなしに、党内の民主的なルールにそっての話し合いをことごとく拒否してきました。また、解決をめざすさまざまな機会で県委員会の見解の説明さえさせず、県委員会を一方的に攻撃する内容を集団的に準備し、攻撃してきました。県委員会の話し合いで解決しようとする態度を悪用し、誤りを拡大してきたのです。こういう意図的で組織的な対抗が数年にわたり拡大しつづけられた結果、党内の一部に党機関への批判が広がり、様々な疑問や意見が出されることとなりました。

また、彼らは機関の指導を拒否し、党の組織路線を否定する組織的な誤りにおちいつています。党機関との意見の違いを理由に、選挙闘争、党勢拡大、機関紙活動、財政活動など、原則的な党活動を放棄したり弱めたりし、党攻撃をおこなう異常な事態にまでいたりしました。

不幸なことは、県委員会が誤りの解決に努力している期間に、彼らはこの異常な事態を同時に進行させたため、否定的な影響が党内にひろがりました。党の規約5条には、党員が「決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」(5項)、「党の会議で党のいかなる組織や個人にたいしても批判することができる。また、中央委員会にいたるどの機関に対しても、質問し、意見を述べ、回答を求めることができる」(6項)と規定されています。また、規約16条は「党組織には、上級の党機関の決定を実行する責任がある。その決定が実情にあわないと認めた場合には、上級の機関にたいして、決定の変更をもとめることができる。上級の機関がさらにその決定の実行をもとめたときには、意見を保留して、その実行にあたる」と規定されています。この規約にそって解決することが、日本共産党員の立場です。

重大なことは、池田氏、佐藤氏らの誤りがエスカレートし、その否定的な影響が党内に広がるな

かで、意見がちがえば党の決定や方針はやらなくてもいいという、無原則な傾向が一部にひろがることになりました。

党機関が、様々な否定的な問題に、機敏に原則的に対応できないでいる弱点がありました。こうした機関の指導上の弱点は、毎日真剣に奮闘している党組織と党員に、少なくない否定的な影響をあたえています。

県委員会は、今回の問題から教訓を深くくみとり、この否定的な影響を克服して、綱領、規約、諸決定にもとづく原則的な活動を強め、神奈川県党の積極的な伝統を守って、直面する政治任務をやりとげる決意です。

(2) この誤った理論の影響を一掃し、階級的民主的な労働組合運動の前進、強大な職場支部の建設で断固たる回答をしめそう

私たちは今回の深刻な事態から深く教訓をくみとる必要があります。とりわけ機関と職場支部の活動にとっては、そのことはきわめて重要なことです。

第一に、機関と職場支部は、党綱領と科学的社会主義を深く学び、それを日々の指針にし、職場でのたたかいと党活動を前進させることです。結局、池田氏、佐藤氏らの誤りの根本にあるのは、党の綱領路線にたいする不確信であり、綱領路線からの逸脱です。機関も支部も、綱領路線をゆがめる誤った思想や理論とは原則的な闘争が必要です。

23回党大会の綱領報告で、不破議長は、対米従属と大企業の支配という日本社会の二つの特徴が国民の利益との根本的矛盾を規定していること、この矛盾があるかぎり国民的な規模でその解決を求めての探求がおこなわれることは不可避であること、そこに私たちが多数派形成の展望をもつ根拠があると指摘しています。

職場でのたたかいは、過酷な労働実態のもとで資本の支配と抑圧に抗してすすめる活動であり、大変困難をとまなうたたかいです。だからこそ職場支部は、常に綱領的な確信をもって、党大会決定や中央決定を深くとらえ、政策をねりあげて、正確にたたかっていく必要があります。職場支部こそ、党綱領と科学的社会主義を深く身につけ、「情勢の潮目が変わりつつある」という今日の情勢の変化を確信とし、「二大政党づくり」を打ち破る決意と行動を全支部のものにしてたたかう必要があります。こうした活動は、誤った考えや潮流への断固とした回答になります。

第二に、民主集中制を堅持し、党生活を確立し、原則的な党活動をすすめて、強大な党建設をすすめることです。池田氏や佐藤氏は、なによりも民主集中制にもとづく党のルールを踏みにじり、党を無原則的でたたかえないものにしてしまう策動をつづけました。

資本のきびしい攻撃とたたかって、職場支部が前進をつづけるためには、なによりも党規約にもとづいて党生活を確立するために努力し、民主集中制を堅持し、党活動の基本をふまえた原則的な活動の展開が重要になっています。高い水準での党生活を確立することが、綱領路線にもとづく「政策と計画」の実践のなによりの保障です。さらに、すべての職場支部が職場で多数派になるためには、何よりも職場に強大な党を建設することが重要です。池田氏、佐藤氏らの誤った“理論”と行動は、党の団結を破壊し、強大な党の建設に打撃を与えています。これにたいして、すべての支部が、党生活確立の「三原則」を実行し、互いに支えあう温かい人間集団をつくり、国政選挙での勝利を保障する「50万の党・3割増の読者」の党勢拡大をやりぬき、断固とした前進でこたえなければなりません。

第三に、「国民の苦難のあるところ日本共産党あり」の精神で、切実な要求の実現のために献身的にたたかうことが大切です。国民要求を実現する運動の発展のため、党は、たたかいの大義を明らかにし、運動を激励することが大切です。また、政策・理論活動を展開することも重要な活動です。

職場支部は、職場労働者の切実な要求を実現させるためにたたかい、そのなかで正しい政策の発展に努力する必要があります。同時に、たたかいの方向を誤らせるような今回のような“理論”とは、原則的にたたかい、運動がその影響を克服して前進するようがんばりぬく必要があります。

現在、神奈川労連傘下の争議はもとより、神奈川労連と連携・共闘した県内の多くの争議は、次つぎと勝利・前進をかちとってきています。ここにこそ県内の争議運動・反合権利闘争の歴史と教訓を引き継いだ本流があります。

労働者にたいする搾取と抑圧の現場である職場は、その意味で階級闘争の根本領域であるといえますが、この職場で、党の職場支部が多数者の結集をめざす活動をすすめることは、「21世紀に民主的政権をつくるうえで、全社会的意義をもつ」(第22回党大会決議)ものです。しかも、沖縄に次ぐ基地県であると同時に、大企業が集中している神奈川は、異常な対米従属と大企業の横暴な支配と、国民の利益との根本矛盾がとりわけ強くあらわれている県であり、党の職場支部のがんばりが強く求められています。

神奈川のすべての職場支部と党員は、日本の変革の確固たる展望を明らかにした新しい党綱領にゆるぎない確信をもって、党規約にもとづいて党生活をいっそう確立して団結を固め、大いに奮闘しようではありませんか。

以上